

# 貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
<b>普通貯金規定</b>	<b>普通貯金規定</b>
<b>1 7. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b> 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものや第20条に定める未利用口座管理手数料に係るもの）を除きます。 ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更 B 取引店舗の変更 C 相続等による口座名義人の変更	<b>1 7. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b> 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るもの（追加）を除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③ 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更 B 取引店舗の変更 C 相続等による口座名義人の変更
<b>2 0. (未利用口座管理手数料)</b> (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。 (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。 (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。 (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第14条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。 (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(追加)
<b>2 1. (規定の変更等)</b> (以下省略)	<b>2 0. (規定の変更等)</b> (以下省略)
以 上 (令和3年10月1日現在)	以 上 (令和3年4月1日現在)